鳥取県告示第40号

平成 18 年鳥取県告示第 648 号 (大規模小売店舗に関する変更事項の届出について) により告示したジャスコ鳥 取北ショッピングセンター イーストコートに係る大規模小売店舗立地法 (平成 10 年法律第 91 号) 第 6 条第 2 項の規定に基づく変更の届出について、同法第 8 条第 1 項の規定に基づく意見書が提出されたので、同条第 3 項の規定により、次のとおりその概要を告示し、及び縦覧に供する。

平成 19 年 1 月 16 日

鳥取県知事 片 山 善 博

- 1 意見書を提出した市町村 鳥取市
- 2 鳥取市の意見の概要
 - (1) 障害者用の駐車場に監視員を配置するなど、障害者の店舗利用に配慮すること。
 - (2) 周辺道路に案内表示を設置するなど、交通渋滞について適切な対応を行うとともに、駐車場出入口に警備員を配置するなど、駐車場出入口付近の渋滞の防止及び緩和に努めること。
 - (3) 荷さばき時間帯を厳守するとともに、荷さばきのために搬出入車両が周辺道路に待機し、又はアイドリング状態で荷さばきを行うなど、騒音をはじめとした周辺環境の悪化を招かないよう配慮すること。
 - (4) 隔地駐車場から店舗までの歩道等の通路については、歩行者の通行利便及び安全を確保すること。
- 3 縦覧に供する期間平成19年1月16日から1月間
- 4 縦覧に供する場所 鳥取市東町一丁目 220 鳥取県商工労働部経済政策課 鳥取市尚徳町 116 鳥取市経済観光部産業振興課